

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本村は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美浦村長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・児童手当法に基づく受給資格者の管理・支給額の決定及び支払・認定請求の処理・現況届の処理・その他の届出等・保育料、給食費等の徴収・住民情報、地方税情報、公金受取口座情報の確認 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、茨城県市町村共同システム(電子申請・届出システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第56,101項)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1,2,3,4,5,6号)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第26,30,87,106項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を求める命令 第19条(第1号), 第44条(第1号), 第53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第74,75項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(第1,2号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
美浦村教育委員会、企画財政課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月14日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	教育委員会学校教育課	教育委員会子育て支援課	事後	
平成29年4月14日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 増尾 利治	課長 藤田 良枝	事後	
平成29年7月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索、電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 	事後	
平成29年7月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童手当システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、茨城県市町村共同システム(電子申請・届出システム)	事後	
平成29年7月27日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 受給者台帳ファイル 2. 児童台帳ファイル 3. 支給台帳ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
平成29年7月27日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第56項、並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第56項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1.2.3.4.5.6号) 	事後	
平成29年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二(第74.75項)主務省令第40条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二(第26.30.87項)主務省令第19.44条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26.30.87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を求める命令 第19条(第1号)、第44条(第1号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74.75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(第1、2号)	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策			事後	様式追加によるもの
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索、電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 ・住民情報、地方税情報、公金受取口座情報の確認 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索、電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、茨城県市町村共同システム(電子申請・届出システム)	児童手当システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、茨城県市町村共同システム(電子申請・届出システム)	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第56項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1.2.3.4.5.6号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(第56.101項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(第1.2.3.4.5.6号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条 	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第26.30.87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を求める命令 第19条(第1号)、第44条(第1号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第74.75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(第1、2号)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第26.30.87.106項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を求める命令 第19条(第1号)、第44条(第1号)、第53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第74.75項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(第1.2号)	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 藤田 良枝	子育て支援課長	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	